

4 集計項目の説明

(1) 事業所数

平成21年12月31日現在の数です。

なお、事業所とは、一般に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいいます。

(2) 従業者数

平成21年12月31日現在の数値です。

従業者とは、個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者及び臨時雇用者の計をいいますが、ここでいう従業者数は臨時雇用者を除いたものです。

① 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいいます。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のものは含みません。

② 常用労働者とは、次のいずれかのものをいい、「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられます。

ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは、上記に準じて扱う

エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

a. 「正社員・正職員等」とは、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者をいいます。ただし、他企業に出向している者を除きます。

b. 「パート・アルバイト等」とは、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいいます。

c. 「出向・派遣受入者」とは、他の企業から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣従業者をいいます。

③ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

(3) 現金給与総額

平成21年1年間に常用労働者のうち雇用者（「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」を言う）に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計です。

その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいいます。

(4) 原材料使用額等

平成21年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額です。

① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などの使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれます。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。

② 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含みません。

- ③ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいいます。
- ④ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいいます。
- ⑤ 転売した商品の仕入額とは、平成21年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいいます。

(5) 製造品出荷額等

平成21年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額です。

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の事業所に支給して製造させたものを含む）を、平成21年中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。
 - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
 - ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成21年中に返品されたものを除く）
- ② 加工賃収入額とは、平成21年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。
- ③ その他収入額とは、上記①及び②以外の収入額をいいます。（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）

(6) 製造品、原材料、燃料、半製品及び仕掛品の在庫額

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業の事業所に支給して製造される委託生産品も含まれます。

(7) 有形固定資産

平成21年1年間における数値であり、帳簿価額によっています。

- ① 有形固定資産の取得額等には、次の区分があります。
 - ア 土地
 - イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）
 - ウ 機械及び装置（附属設備を含む）
 - エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等
- ② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。
- ③ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいいます。

(8) リース契約額及びリース支払額

- ① リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいいます。なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となります。
- ② リース契約額とは、新規に契約したリースのうち、平成21年1月から12月までにリース物件が納入、設置されて検査が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んだ額です。
- ③ リース支払額とは、平成21年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含んだ額です。したがって、平成2

1年以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含みます。

(9) 消費税を除く内国消費税額

酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（旧地方道路税含む）の納付税額又は納付すべき税額の合計です。

(10) 推計消費税額

平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、その算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資（土地を除く有形固定資産取得額）を控除しています。

(11) 事業所敷地面積等

① 事業所の面積は、平成21年12月31日現在において事業所で使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいいます。ただし、鉱区、住宅、グランド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などのある敷地と、道路（公道）、へい、さくなどにより、明確に区分されている場合、又はこれらの敷地の面積が、何らかの方法で区別できる場合は除いています。なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含んでいます。

② 事業所の建築面積は、事業所敷地にあるすべての建築物の面積の合計をいいます。

(12) 工業用水

事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む）をいいます。

(13) 算式

統計表中にある有形固定資産投資総額、生産額、付加価値額などについては次の算式によります。

① 有形固定資産投資総額=有形固定資産の取得額+建設仮勘定の年間増減額（増加額-減少額）

② 有形固定資産年末現在高=年初現在高+取得額-除却額-減価償却額

③ 生産額（※）=製造品出荷額+加工貯蔵収入額+（製造品年末在庫額-製造品年初在庫額）+（半製品及び仕掛品年末在庫額-半製品及び仕掛品年初在庫額）

※ 生産額は従業者30人以上の事業所のものであり、29人以下の事業所については「製造品出荷額+加工貯蔵収入額」の数値を生産額とみなしています。

④ 付加価値額（粗付加価値額）

ア 従業者30人以上

付加価値額=製造品出荷額等+（製造品年末在庫額-製造品年初在庫額）
+（半製品及び仕掛品年末価額-半製品及び仕掛品年初価額）
-（消費税を除く内国消費税額+推計消費税額）
-原材料使用額等-減価償却額

イ 従業者29人以下

粗付加価値額=製造品出荷額等-（消費税を除く内国消費税額+推計消費税額）
-原材料使用額等

⑤ 付加価値率=付加価値額÷{ 製造品出荷額等+（製造品年末在庫額-製造品年初在庫額）+（半製品及び仕掛品の年末在庫額-半製品及び仕掛品の年初在庫額）-（消費税を除く内国消費税額+推計消費税額）}×100

⑥ 原材料率=原材料使用額等÷{ 製造品出荷額等+（製造品年末在庫額-製造品年初在庫額）+（半製品及び仕掛品の年末在庫額-半製品及び仕掛品の年初在庫額）-（消費税を除く内国消費税額+推計消費税額）}×100

⑦ 現金給与率=現金給与総額÷{ 製造品出荷額等+（製造品年末在庫額-製造品年初在庫額）+（半製品及び仕掛品の年末在庫額-半製品及び仕掛品の年初在庫額）-（消費税を除く内国消費税額+推計消費税額）}×100

- ⑧ 1事業所当たり製造品出荷額等（または生産額）
= { 製造品出荷額等（または生産額） - （消費税を除く内国消費税額+推計消費税額） }
÷ 事業所数
- ⑨ 1事業所当たり付加価値額=付加価値額÷事業所数
- ⑩ 1事業所当たり有形固定資産年末現在高=有形固定資産年末現在高÷事業所数
- ⑪ 1事業所当たり有形固定資産投資総額
={ 有形固定資産の取得額+建設仮勘定の増減額（増加額-減少額） }÷事業所数
- ⑫ 従業者1人当たり製造品出荷額等
= { 製造品出荷額等 - （消費税を除く内国消費税額+推計消費税額） } ÷ { (個人事業主及び家族従業者) × 12 + 常用労働者毎月末現在数の合計 } × 12
- ⑬ 従業者1人当たりの付加価値額
=付加価値額÷{ (個人事業主及び家族従業者) × 12 + 常用労働者毎月末現在数の合計 } × 12
- ⑭ 常用労働者のうち雇用者1人当たり現金給与額
=常用労働者のうち雇用者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与の額
÷ 常用労働者のうち雇用者数